助成金の使途について

助成する研究を実施する上で、直接必要な費用についての支出を認める

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費用区分 | 使途 | 備考 |
| 物品購入 | 本助成研究を実施する上で、直接必要な物品（事務用品、ガラス器具、現像料込のフィルム、試薬品費等） | (1) 20万円以上で資産となる物品については原則認められない。  (2)予算消化の為の大量購入は認められない。 |
| 人件費・謝金 | ・ある特定の用務の提供に対して、協力者からの協力・助言に対する謝礼  ・活動に直接必要な日々雇用の単純労務に服する者に支払う賃金等（試験検査、実態調査、実験補助、活動資料の集計・資料整理作業等） | (1)研究者本人や共同研究者の給与支出は認められない。  (2)謝金の支出にあたっては、所属機関等の「諸謝金支給基準」等を参考にすること。  (3)謝金の支払においては、受領者に所得税法に定める確定所得申告の手続きを行うよう指導すること。 |
| 旅費交通費 | 本助成研究を実施する上で、直接必要な出張(移動)に関する交通費、宿泊費 | (1)所属機関等の長の出張命令に基づき出張の手続きをとること。  (2)旅費計算にあたっては所属機関等「旅費規程」等によること。  (3)学会発表、出席のための支出はできない。  (4)所属機関等へ通勤するための定期・回数券は支出対象外とする。 |
| 会議費 | 本助成研究を実施する上で、必要な会議等に要する費用（会議室利用料、付属機器利用料、茶菓子弁当代等） | (1)茶菓子弁当代は、1人1回1,500円を目途とする。  (2)食事の支出は、食事時間帯を挟む長時間の会議のみとする。  (3)酒類の支出、酒類を提供する場所での会議費は認められない。 |
| 印刷費 | 本助成研究を実施する上で資料の印刷、複写費、現像料等の費用 | (1)本助成の報告書の印刷製本費は原則として認められない。  (2) 本助成研究にて印刷制作物を作成する場合は1部提出すること。 |
| 通信費 | 本助成研究を実施する上で直接必要な切手・はがき等の郵送費用 |  |
| 委託費 | 業務を外部に委託する際に支払う費用(アンケート調査表集計、  転記・解析、テープ起こし等） | 1. 共同研究者を含む関係者への費用は認められない。 |
| その他 | 本助成研究を実施する上で必要な手数料等（振込手数料等） | (1)報告書類に支出理由を記入すること。 (2)個人の資格に関するようなもの（例：学会会員の年会費、雑誌への投稿料等）については認められない。  (3) 所属機関等への間接経費が必要な場合計上を認める。 |